

監査監第1469号

令和5年12月28日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 江原 大輔 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 三神 尊志

同 高子 景

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

建設局

下水道部

下水道総務課、下水道財務課、下水道維持管理課、下水道計画課

北部建設事務所

下水道管理課、下水道再整備課、下水道建設課

南部建設事務所

下水道管理課、下水道再整備課、下水道建設課

(2) 対象事務

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年6月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適切か。

(2) 支出事務

違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 資産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票などは正確に貼付されているか。

イ 関係帳簿、書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。

ウ 公有財産の貸付（使用許可）手続は適正に行われているか。

(5) 事業運営事務

ア 事業の運営は適正かつ合理的に行われているか。

イ 債権の管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和5年8月4日（金）から令和5年12月26日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 契約事務

図面用印刷機等の賃貸借及び保守契約に係る文書管理において、契約に係る支出負担行為伺書の所在が確認できなかったため、適正な事務処理を行うべきである。
【南部建設事務所 下水道建設課】

(2) 資産管理事務

固定資産（オートレベル、硫化水素測定器）の管理において、決裁を受けずに廃棄し、また廃棄後の報告をしていなかったため、さいたま市下水道事業財務規則第41条第1項及び第42条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道維持管理課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。